



茨城県報

第 1 6 4 0 号

平成17年 1 月27日

木 曜 日

目 次

規 則 (公 安 委 員 会)

ページ

- 茨城県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則… 1

告 示

- 字の区域の設定 (市町村課) 2
- 字の区域の一部変更 (2 件) (市町村課) 2
- 救急医療協力診療所の申出の撤回 (医療整備課) 3
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課) 3
- 大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) 5
- 木材業者の登録 (林政課) 6
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅 (漁政課) 7
- 定款変更の認可 (農村計画課) 7
- 道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課) 7
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) 8
- 土地改良区役員の就退任 (土地改良事務所) 9

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課) 9
- 都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) 10
- 開発行為の工事完了 (建築指導課) 10
- 道路の位置の指定 (2 件) (建築指導課) 10

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 3 号

茨城県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成17年 1 月27日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 定 俊

茨城県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

茨城県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成16年茨城県条例第60号）の施行期日は、平成17年 4 月 1 日とする。

告 示

茨城県告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により、美浦村長から同村内の字の区域の一部を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の設定の効力は、平成17年 2 月 1 日から生ずるものである。

平成17年 1 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

大字大山字天王に設定する区域

大字馬見山大山土浦入会字天王 3, 3の1から3の3まで、乙3の4, 3の5から3の7まで

及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部

「上記地番は、平成16年 8 月24日現在の登記簿による。」

茨城県告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により、美浦村長から同村内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、平成17年 2 月 1 日から生ずるものである。

平成17年 1 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

大字土浦字岡平に変更する区域

土浦外十六大字入会地字岡平 1の1, 1の2

「上記地番は、平成16年 9 月 9 日現在の登記簿による。」

茨城県告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により、美浦村長から同村内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、平成17年 2 月 1 日から生ずるものである。

平成17年 1 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

大字間野字天神台に変更する区域

間野本橋定光入会字阿ら敷 1の5

間野本橋定光木入会字阿ら敷 1の6, 1の7

「上記地番は、平成16年 9 月 9 日現在の登記簿による。」

茨城県告示第108号

次の救急医療協力診療所については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年 1 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医療法人小川医院	日立市相賀町 5 - 1

茨城県告示第109号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年 1 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

大豊不動産株式会社

代表取締役 西本 成世

(2) 住所

東京都中央区新川一丁目23番17号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 西松屋チヨダ取手店

取手市東六丁目347番 1 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266- 1	大 村 禎 史
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東 4 丁目39番 8 号	舟 橋 政 男

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年 9 月 1 日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,255㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 66台

イ 駐輪場の収容台数 61台

ウ 荷さばき施設の面積 25m²

エ 廃棄物等の保管施設の容量 11m³

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後9時 (一部午後8時)

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時45分～午後9時

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時～午後12時

3 届出年月日

平成17年 1 月17日

茨城県告示第110号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年 1 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

張替 浩

(2) 住所

牛久市神谷2-50-6

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグてらしま牛久神谷店

牛久市神谷5-1-1

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後9時

(変更後) 午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 9 時45分～午前 0 時15分

(3) 変更する年月日

平成17年 2 月 1 日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
寺島薬局株式会社	つくば市天久保 2 丁目17番 5 号	田 口 武

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,584m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 49台

(イ) 駐輪場の収容台数 42台

(ウ) 荷さばき施設の面積 60m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 8 m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前10時

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前10時～午後 6 時

3 届出年月日

平成17年 1 月18日

茨城県告示第111号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び鹿行地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成17年 1 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビッグハウス鹿嶋店

鹿嶋市宮中萩原357－ 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

平成16年 9 月16日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時30分

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 8 時

閉店時刻 午後10時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分～午後 9 時

(変更後) 午前 8 時～午後 1 0 時

ウ 届出年月日

平成16年 9 月 1 日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
鹿嶋市	交通整理員の配置	今回の変更届出は開店及び閉店時間の変更であるが、正面入口（E-1）の出入が多く、特に夕方等の交通量の多い時間帯など事故防止のため。

茨城県告示第112号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第 6 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録を行った。

平成17年 1 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 木材業者登録

登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
1174	H17. 1 .18	水戸市本町3-12-10	小林 豊	(有)高清材木店	住所に同じ	商号に同じ	販売業	
4117	H17. 1 .18	つくば市大井1731-5	大越 春雄	(株)藤屋	住所に同じ	商号に同じ	販売業	
4118	H17. 1 .18	つくば市高崎115	相澤 哲雄	(有)相澤材木店	住所に同じ	商号に同じ	販売業	
4119	H17. 1 .18	牛久市田宮町310-7	蛭原 均	(有)蛭原材木店	住所に同じ	商号に同じ	販売業	
4120	H17. 1 .18	牛久市柏田町1064-1	飯島 裕樹	水伸木材(株)	住所に同じ	商号に同じ	販売業	
4121	H17. 1 .18	牛久市遠山町18-18	中山 正彦	中山材木店	住所に同じ	商号に同じ	販売業	
4122	H17. 1 .18	牛久市田宮町2-1-5	富山 守	(株)富山木材	住所に同じ	商号に同じ	販売業	

登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
4123	H17. 1 .18	牛久市牛久町235	根本 房子	(有)根本材木店	住所に同じ	商号に同じ	販売業	
4124	H17. 1 .18	牛久市井ノ岡町1799	宮本 忠雄	宮本材木店	住所に同じ	商号に同じ	販売業	
4125	H17. 1 .18	牛久市田宮町1040-7	佐藤 雅俊	(有)サンキョウ木材	住所に同じ	商号に同じ	販売業	

2 製材業者登録

登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
4550	H17. 1 .18	牛久市田宮町1083-10	木村 進	(株)木村建設	住所に同じ	商号に同じ	素材生 産業 製材業	
4551	H17. 1 .18	つくば市六斗939	中泉 文夫	(株)中泉建設	住所に同じ	商号に同じ	素材生 産業 販売業 製材業	

茨城県告示第113号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により次の付保義務は消滅したので、同法第113条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成17年 1 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

平成12年10月30日付け茨城県告示第1187号

平成12年11月30日付け茨城県告示第1298号

平成12年12月18日付け茨城県告示第1380号

茨城県告示第114号

平成16年12月 2 日付けで、波野台土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成17年 1 月20日認可した。

平成17年 1 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成17年 1 月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 1 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 水戸勝田那珂湊線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
ひたちなか市大平 4 丁目3433番239 地先から	旧	メートル 最大 27.8 最小 9.8	メートル 70	
ひたちなか市大平 4 丁目3433番1469 地先まで	新	最大 32.9 最小 9.8	70	交差点改良

茨城県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成17年 1 月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 1 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 結城岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城郡石下町大字孫兵衛新田字飯沼 1794番地先から	旧 (A)	メートル 最大 17.7 最小 8.1	メートル 214	
結城郡石下町大字孫兵衛新田字深井下 1992番地先まで	新 (A)	最大 17.7 最小 8.1	214	
	(B)	最大 29.7 最小 11.0	214	迂回路設置

茨城県告示第117号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、日立市川尻観音前土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成17年 1 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 日立市川尻観音前土地区画整理組合

事業所の所在地 日立市助川町 1 丁目 1 番 1 号

事業施行期間 自 平成12年 5 月15日
至 平成19年 3 月31日

施行地区 日立市川尻町字富士下、字観音前、字天神谷、字寺ノ下、字瀬ノ下の各一部

設立認可の年月日 平成12年 5 月15日
- 2 変更認可の年月日 平成17年 1 月27日

茨城県告示第118号

下妻市大字北大宝219番地の2に事務所を置く霞ヶ浦用水土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成17年 1 月27日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 須 拓 美

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	藤 澤 順 一	つくば市古来458番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	増 山 信 一	結城郡八千代町大字水口392番地
〃	市 原 健 一	つくば市東 2 丁目13番地22
〃	菊 地 武 雄	新治郡八郷町大字柿岡1933番地の 1

公 告

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成17年 3 月14日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成17年 1 月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ままとーん

（設立認証：平成14年10月17日，設立：平成14年10月29日）

3 代表者の氏名

平塚 知真子

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市赤塚641番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、子育てに関する情報提供を中心に、母親が孤独な育児に陥ることなく、地域において学び、交流し、いきいきとした毎を送るための支援事業をおこなう。

また、母親の視点からより良い子育て環境のあり方を創造・発展させ、母親自身の自立、成長を支援し、企業及び行政とのパートナーシップの確立をめざすことにより、地域社会に貢献することを目的とする。

●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画道路の変更に伴い、下館市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成17年 1 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

都市計画道路の変更

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成17年 1 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡波崎町大字太田字押揚4832番 2

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡波崎町大字太田311番地 9

石 井 正

鹿島郡波崎町若松中央 4 丁目85番地 (k.sマハロ 2 棟204号)

石 井 正 幸

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年 1 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北総建指令 第 15 号	平成17年 1 月17日	株式会社 ジャパンプ ランニング 代表取締役 角田 等	西茨城郡友部町八雲 1 丁目 9 番25号	西茨城郡友部町大田町 字南原1487番 3	メートル 6.05	メートル 44.50

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指令 第 20 号	平成17年 1 月19日	有限会社 朋友社 代表取締役 尼野 堅	鹿嶋市大字荒野1535 番地 1	鹿嶋市大字浜津賀字本 山841番20 鹿嶋市大字浜津賀字須 崎山842番 2 , 同843番 27	メートル 6.20 6.00	メートル 48.96 3.00

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)